

株式会社ウイズソルからの報告の概要
(4月24日15時30分までに受けたもの)

- 平成31年4月23日12時15分頃、株式会社ウイズソルの放射線業務従事者（以下「従事者」という。）2名が、山口県の化学工場内において、密封線源（イリジウム192（ガンマ線源）、370ギガベクレル）を内蔵したガンマ線透過試験装置（別添図参照）を使用して配管腐食の有無の検査を行っていた。その際、配管の撮影位置を変更するため、当該試験装置の配置を調整する作業を行った。
- 当該従事者は、線源が遮へい機能を有した線源容器に収納されていないことに気づき、携帯していた個人線量計を業者に持ち込み被ばく線量を確認した。その結果、2名のうち1名が9.09ミリシーベルトであり、5ミリシーベルトを超える計画外の被ばくがあったことを本日（4月24日）確認した。他の1名は5マイクロシーベルトであり有意な被ばくは確認されていない。
- 当該試験装置を点検した結果、線源を線源容器に収納する機能に異常はなく、当該従事者への聴取の結果、遠隔で当該試験装置の配置を調整する作業の前に、線源を線源容器に収納・確認する操作を失念していたものと判明した。
- 以上の状況を踏まえ、本日10時50分に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象（放射線業務従事者の計画外の被ばく）に該当すると判断し、本日11時17分に原子力規制庁へ報告した。
- また、本日14時50分に、当該事象の発生について労働基準監督署へ届出を行った。
- なお、当該従事者2名について、被ばく線量が年間の法令線量限度を超えるものではなく、現時点で被ばくによる健康への影響はないと考えているが、5ミリシーベルトを超える計画外の被ばくをした1名については、念のため、医療機関による健康状態の確認を受ける予定である。また周辺環境への影響はない。

以上